

「鎌倉殿御使」考

——初期鎌倉幕府制度の研究(1)——

田 中 稔

【要約】 ここでとりあげるのは、鎌倉將軍家の御使という一般的な意味のものではなく、「鎌倉殿御使下 云々」の書出を有する下文の発給者たる「鎌倉殿御使」である。この下文は元暦二年四月から七月にかけての短期間に集中して残っているのみで、その後はこの形式の下文は全く見られない。これに任せられたのは中原久経・近藤七国平の二人で、同年二月五日から七月廿八日まで京都・畿内近国、以後同年末乃至翌年初頭までは鎮西四国における武士の非法狼藉の停止に携つていた。鎮西下向以前は、彼等は義経出陣後の京都およびその近国十一ヶ国の治安維持を任としていたが、その国々は具体的にどこどこであつたか。又彼等の鎮西下向はいかなる意義を有していたかを検討したい。この問題はいわゆる「東国行政権」、「地頭設置」とも深い関連を有しており、鎌倉幕府成立期の諸制度を明かにする一助としたい。

I

ここで「鎌倉殿御使」として問題にしよとするのは鎌

倉殿の使という一般的な意味のものではなく、「鎌倉殿御

使下 云々」の書出しを有する下文の発給者たる「鎌倉殿

御使」のことである。鎌倉殿御使下文の中で、現在知られ

ているのは次の三通である。

(1)元暦二年(一一八五)四月廿八日 丹波国私市庄宛^①

(2)同年五月一日 山城国泉木津御庄官等宛

(3)同年七月一日 紀伊国名草郡内栗栖庄公文田堵等宛^②

以上三通はいずれも元暦二年四月から七月にかけての短期間のもので他の年のものは見られない。また署判者はい

れも藤原某・中原某の二人で、この兩人が鎌倉殿御使であつたものと考えられる。この三通以外にも金勝寺文書元暦二年四月廿四日付の下文案に藤原某・中原某兩人の署判が見られる。これは「下云々」と単なる下文形式のもので、近江国金勝寺所司庄官等に宛てられている。平安遺文においてはこの下文は関東下知状案と名付られているが、「任院宣状」「依院宣」とあるのみで、文面からは特に関東関係ということを示す証拠はない。しかしこれと一連の關係文書である元暦二年五月六日源吉基平義包連署下知状から考えると、平安遺文の如くその発給者を関東關係者と考えて差支えない。しかもその日付は先の鎌倉殿御使下文を溯ること僅に四日である。したがつてこの下文の署判者と鎌倉殿御使下文の署判者とは同一人で、この下文もまた鎌倉殿御使下文の一種と考えて差支えないのではなからうか。

この鎌倉殿御使の中原某・藤原某とは誰々のことであろうか。鎌倉殿御使下文の日付は元暦二年四月廿八日（金勝寺文書の下文を含めれば同月廿四日）から同年七月一日とかなりの短期間に集中している。またその宛先は丹波・山城・紀伊の国々であるが、かの下文を含めればさらに近江国が

追加される。そしてこれは何れもこれらの国々における武士庄官等の非法を停止したものである。元暦二年四月から七月にかけて、畿内近国において武士等の非法停止に活躍したものといへば、まず考えられるのは典膳大夫久経・近藤七国平である。彼等は元暦二年二月五日、源頼朝の命を受け、使節として上洛し、武士が畿内近国所々で狼藉するのを停止した。そして同年七月廿八日には院庁下文を帶して鎮西に下向し、彼地で都におけると同様に武士等の非法を停止することになった。このように都における彼等の任期は二月五日から七月廿八日までの半年足らずの間であるが、現存の下文の日付はいずれもこの期間内のものである。しかも久経・国平の姓は中原・藤原で、これらの下文の署判者の姓と一致する。また後で詳しく述べるが、先の紀伊国栗栖庄に関する粉河寺の訴について、大江広元が命を伝えた相手は典膳・近藤七両名即ちこの久経・国平である。したがつて当時「鎌倉殿御使」であつたのは典膳大夫中原久経・近藤七国平の二人と考えざるをえない。

前述の如く先の元暦二年四月廿四日の下文案は発給者等から見て鎌倉殿御使下文の一種としても何等矛盾しないの

て、この下文を含めれば鎌倉殿御使下文は四通現存することになるが、この形式の相違は何によるものであろうか。

乏しい史料から断定を下すことには危険も感ずるが、現存史料に現れた限りでは単なる下文形式が先行し、「鎌倉殿御使下」の書出を持つ形式はそれに続いていく如くである。したがつて四月廿四日から廿八日の間に下文の形式が変えられ、それ以前は単なる下文形式、以後には鎌倉殿御使下文形式が用いられたのではなからうか。

久経・国平両名の活躍について詳しく言及されたものとしては友田吉之助、安田元久両氏の研究があるのみである。^⑨ 何れもかなり詳しく論じておられるが、不十分なところ、誤と考えられるところも少くないようである。以下両氏の研究を検討しつつ論を進めたい。なお久経・国平が「鎌倉殿御使」に任ぜられていた期間は極めて短いため、その史料は少く、職掌その他を詳しく知ることは困難である。しかしその中でも主な史料を掲げると、先の下文を除けば次の如くである。それは何れも吾妻鏡の記事であるが、特に当面必要な部分のみを示して、以後の立論の助にしたい。

〔史料A—元暦二年二月五日条〕

典膳大夫中原久経、近藤七国平、為使節上洛、先々雖為使節、他人相是追討平氏之間、寄事於兵糧、散在武士於畿内近国所々、致狼藉之由、有諸人之愁緒、仍雖不被相待乎家滅亡、且為被停止彼狼喉、所被差遣也、先相鎮中国近辺之十一ヶ国、次可至九国四国、悉以経奏聞、可随院宣、此一事之外、不可交私之沙汰之由、被定仰云々、今兩人雖非指大名、久経者、故左典廩御時殊有功、又携文筆云々、国平者勇士也、有廉直譽之間、如此云々、依仰各可致憲法沙汰之趣、進起請文云々、

〔史料B—同年三月三日条〕

有左馬頭義仲朝臣妹公、是先日武蔵御台所有御猶子之契、而自差濃国一持有御志上洛、募御息女之威、在京之間、奸曲之輩多以属之、捧往日奔捐古文書、寄附不知行所々於件姫公之後、又称其使節、押妨權門庄公等、此事、當時人庶之所愁也、既達関東御違聞之間、号之物狂女房、且停止彼濫吹、且可擲進相順族之由、今日被仰遣近藤七国平、并在京畿内御家人等之許、(下略)

〔史料C—同年三月四日条〕

為鎮畿内近国狼喉、以典膳大夫久経、近藤七国平、為御使、被差遣已訖、而猶在洛武士現狼藉之由、依令聞及給、為散寂疑之恐、被言上其子細云々、

武士之上洛候事者、為令追討朝敵候也、……(中略)……於近

圍者、且為令亂定、使者二人所令上洛候也、其以前不覺者候、只守院宣、相副御使、為廻行許候、不可然候者令進退候者、定似自由之沙汰候歟、寡頼朝威武士濫妨事、令停止候之許也、子細勒狀、給使者候畢、以此旨可令申沙汰給候、恐々謹言

三月四日

頼朝

謹上 藤中納言殿

〔史料D—同年五月廿五日条〕

被差遣雜色六人於典膳大夫、近藤七等之許、是畿内雜訴成敗之間、久經三人、围平三人、可召仕之由、所被仰付也、以此次、京畿之間、可致沙汰々々、被遣御事書、其間、久經不可就人之賄、围平不可現辭事之趣、被載加之云々、

〔史料E—同年六月十六日条〕

典膳大夫、近藤七等為關東御使、帶院宣、巡檢畿内近国、成敗土民訴訟、然間、當時其誤不聞、二品内々被感仰之処、尾張国有玉井四郎助重云者、本自為先猛惡、令懷諸人愁之由謳歌、近日殊又有違勅之料、仍件兩人為尋沙汰、雖遣召文敢不応、還及謗言、于時久經等言上子細之間、為俊兼奉行、今日被仰助重云、違背禰命之上者、不可住日域、依令忽緒關東、不可參鎌倉、早可逐電云々

〔史料F—同年七月十二日条〕

鎮西事、且止武士自由狼藉、且顛倒之庄園如旧附国司領家、為全乃

真、早申下院宣、行向可遂巡檢之由、被仰久經围平等云々、亦平家追討之後、任殿命、延尉者則歸洛、參州者于今在鎮西、而管国等有狼藉之由、自所々有其訴、早可召上件籠頼之旨、雖被仰下之(下略)

〔史料G—同年八月十三日条〕

久經围平等使者自京都參着、帶院庁御下文、已以赴鎮西畢云々、(中略)

院庁下 太宰府并管内諸国在庁官人等

可早任從二位源卿使中原久經、藤原围平等下知、令停止武士妨諸国諸庄委附国司領家事

(中略) 去六月成庁下文、相副源卿狀、差久經、围平所下遣也、(中略)

元曆二年七月廿八日(以下署名略)

〔史料H—同年十二月六日条所收頼朝書狀〕

(玉葉同年十二月二十七日条にもあり。)

(前略) 先不待平家追討之左右、為停近国十一ヶ国武士之狼藉差上二人使久經、猶私下知依有恐、一々賜院宣可成敗之由仰合候畢、仍彼国狼藉、大略令沙汰鎮候之後、依別仰、重又件使者男被下遣鎮西四国候、已賜院宣令進發候畢、……如近国沙汰、任院宣可鎮旁狼藉之由、兼令存知候之処、不審次第出来候、(中略)

十二月六日

頼朝在!

以下これらの史料を中心にして、まづ最初に久経・国平の畿内近国における活躍について考察を加え、ついで鎮西に対しての彼等の権限等について述べることにしたい。

II

久経・国平は鎌倉殿御使として在京中にいかなる任務を

帯びていたのであろうか。史料Aによれば、久経・国平は武士等が兵糧米にかこつけて畿内近国で狼藉を行うのを停止せしめることを命ぜられている。元暦二年木曾義仲の妹（頼朝室政子の猶子）が上洛するや、奸曲の輩は彼女に属して非法を行つたため、頼朝は「且停止彼濫吹、且可搦進相順族」ことを近藤七国平および在京畿内御家人等に命じた（史料B）。また前に述べた鎌倉殿御使下文はいずれも武士庄官等が庄園等において濫妨するのを停めたもので、兵糧米に限らず広い意味での武士の狼藉を停止することが彼等の任務であつた。

史料Aには「悉以経奏聞、可随院宣、此一事之外、不可

交私之沙汰」、史料Gには「為停近国十一ヶ国武士之狼藉、差上二人使^{久経、国平}、猶私下知依有恐、一々賜院宣、可成敗之由仰舍候畢」とあり、彼等兩人が自分の判断のみで事を計うことは禁ぜられ、すべて院宣によつて行ふべきことを定められていたことが知られる。鎌倉殿御使下文には「任院宣并鎌倉殿御下知」^⑩、或は又「依院宣并鎌倉殿御下知如件」^⑪と記されているが、これは実際に院宣によつて武士の狼藉停止を行つていたことを示すものである。

紀伊国栗栖庄については一連の関係文書が現存しており、鎌倉殿御使下文が出されるまでの手続の一部を窺い知ることが出来る。即ち紀伊国粉河寺所司等は同寺領栗栖庄に対する武士の非法を訴え出たため、元暦二年六月九日幕府は久経・国平に対し「任道理可令送沙汰之由」を申し遣した。^⑫そこで久経・国平兩人はこれを院に奏した如くで、七月一日太皇太后宮盛景奉書により、寺解および証文を返され、「早任寺解可令成敗給之由」を命ぜられた。^⑬これを受けるや彼等は同日直ちに下文を発し、「可：如本付粉河寺致沙汰事」を下知したのである。^⑭この七月一日付の盛景奉書案の右肩には「後白河院々宣」と記されているが、形式は院宣

とは全く異つてゐる。これは案文であるが、時代が降つた

写であれば後で付した注記をそのまま信用することは危険

である。しかもこの一連の文書の肩に付された注記には明

かに誤と指摘しうるものがあつて信頼性に乏しく、注記に

従つてこれを後白河院々宣とすることは出来ない。しかし

これは院宣とは全く無関係のものであると言ふことも出来

ない。久経・国平は史料Aにもある如く、身分は低く直接

院宣を受けるような地位にはいなかったため、一旦誰かに

院宣が出され、その者から更に久経等に「早任寺解可令成

敗」という命令が伝えられたとすればこの肩書も全くの

誤でもないことになる。とくに元暦二年七月三日後白河上

皇院宣案^④の内容は鎌倉殿御使下文の発給と密接な関係があ

ることを考えるならば、盛景奉書は院宣とは言い難いが、

院宣を受けて出されたものとして差支えないのではなから

うか。かくの如く、この栗栖庄宛の鎌倉殿御使下文は鎌倉

殿（大江広元書状）ならびに院の命を受けたもので、「任

院宣并鎌倉殿御下知旨」という文言は単なる形式的なもの

ではなかつたと言ふことが出来よう。このように栗栖庄関

係の一連の文書は鎌倉殿御使下文が発せられるまでの手続

を物語る貴重な例証である。

また彼等の職掌の一つとして「畿内雑訴成敗」（史料D）、

「巡檢畿内近国、成敗土民訴訟」（史料E）することがあつ

たという。「土民訴訟」とあるからには、雑訴とはいつて

も庄園領主間における訴訟ではなく、安田元久氏も言われ

る如く、せいぜい在地領主以下の間の訴訟に関するもので

あろう^⑤。しかし彼等がそれにどの程度まで関与していたか

を知りうるような史料はない。土民訴訟とはいつても、庄

園内の問題について本所領家を差し置いて裁判権を行使し

得たのであろうか。後の六波羅探題ですらも土民訴訟につ

いては裁判権を持つてはいなかつたのであるから、もし史

料D・Eの如くであれば、久経等の権限は極めて大きなも

のであつたということになる。頼朝は彼等に対して院宣に

従つて土民訴訟を成敗すべきことを繰返し命じているが、

当時院がすべての庄園内の名主百姓等にまでも裁判権を行

使したとは考え難く、現存下文から考えても久経等が関与

したのはせいぜい武士の非法に関する訴訟に限られていた

ものと思われる。したがつて「成敗土民訴訟」とは吾妻鏡の

百姓等の訴に対して裁判を行い、久経等はその判決を執行するに止まつたのではなからうか。なお史料Eには、「成敗士民訴訟、然聞當時不聞其誤」とあり、判決を行つたかの如くにも見えるが、院宣によるべきことを強調していることから考えれば、これは判決の誤がなかつたと解釈するのではなく、院での判決に忠実に従いその執行に当つては偏頗な行いがなかつたということを述べているに過ぎないと考える方が妥当であろう。

安田氏は「京畿之間可致沙汰条々、被遣御事書」(史料D)とあるのは、頼朝が兩使に「畿内地方における行政事務について指示したもの」とし、彼等は一種の行政権「沙汰権を有した」といわれる。しかし単に「沙汰」とあるだけのことによつて沙汰権「行政権とすることには問題がある。京都における久経等の職権に関する史料中最も信憑性の高いのは頼朝書状をそのまま引用している史料C・Hの二つである。ここでは共に院宣に従つて武士の狼藉停止を行うことを任務とするところのみで、裁判権については全く触れられていない。したがつて、「京畿之間可致沙汰条々」とは行政権という程のものではなく、武士の濫妨狼藉を停

止するに過ぎないのではなからうか。当時「沙汰」という言葉はかなり広い意味に使われていたのであり、非法停止だけでも沙汰といつて差支えないのである。安田氏は「一種の行政権」と言われるが、こういう曖昧な何ともも解釈しうるような表現では彼等の任務を具体的に把握することは出来ない。そこで私は彼等の職掌は都の治安維持ならびに畿内近国において、院および頼朝の指揮の下に武士の非法を停止すること即ち惣追捕使の職務にあつたといいたい。

五月廿五日には久経・国平は各三人の雑色を頼朝から与えられている(史料D)。武士の非法停止といつても久経等が自ら出向いて停止に當つたのではなく、この雑色に下文を持たせて現地に遣し、武士等に非法停止の命を伝えしめ、それでも承伏しない場合には、在京・畿内近国御家人等を指揮して実力で非法を停止せしめたのではなからうか。次に彼等二人の間には職掌の相違があつたのであろうか。史料Aによれば久経は文筆の才があり、国平は勇士であつたという。したがつて院との折衝には久経が、非法停止のための実力行使には国平がそれれれ主な役割を果したのであろう。奸曲の輩が義仲の妹の威をかりて非法を働いた時、

その停止を命ぜられたのは国平であつたということも（史料B）、この両者の役割の相違を示すものということが出来る。

以上久経・国平の畿内近国における職掌について述べたが、なお多くの問題が残っている。その中の一部についてはこの稿の後の方で再び取上げて論ずることにしたい。

III

久経・国平が在京中に管掌した国々は何処何処であらうか。本節においてはそれについて論ずることにしたい。

彼等が管掌した国々について一応詳しく論じた研究は先の友田吉之助・安田元久両氏のものがあるのみで、他には見当らないようである。両使の管掌した国は畿内近国であるとするについては両説とも同じである。史料Aに「中国近辺之十一ヶ国」、史料Hに「近国十一ヶ国」とあるが、この十一ヶ国の所在について友田説と安田説には若干の相違が見られる。

友田説を要約すれば次の如くである。文治二年六月廿一日頼朝書状に見える四十六ヶ国から、玉葉文治元年十一月

二十八日条に「五畿山陽山陰南海西海諸国」とある中で西海・鎮西諸国を除いた四道に属する国々を除くとその数は十一ヶ国・伊賀・伊勢・尾張・近江・美濃・飛彈・若狭・越前・加賀・能登・越中となる。この数は前の「近国十一ヶ国」等とあるのと一致し、又美濃・尾張での両使の活躍が見られることによつて、「近国十一ヶ国」とは伊賀以下の畿内より東の十一ヶ国を指すと言われる。

この説について安田氏は十一ヶ国という国数の符合により、一応友田説の可能性を認められたながらも、中国に当たる越中国などまで近国十一ヶ国に含めることに疑問を提出し山陰道の近国たる丹波・丹後・但馬・因幡などが含まれる可能性、又十一ヶ国中に畿内五ヶ国を含む場合も否定し難いことをあげて、一応結論を保留しておられる。¹⁰⁾しかし安田氏も友田氏と同じく美濃・尾張における両使の活躍から「近江・飛彈・伊賀・伊勢なども当然その中に入るし、大体において畿内東側諸国が主になつていたものと解しておく」と述べておられる。以下この両氏の説の検討を中心として、久経・国平両名が管掌した国々について考察を加えたい。

十一ヶ国について、史料Aには「中国近辺之十一ヶ国」、

史料Hには「近国十一ヶ国」とある。「中国近辺」の「中国」とは近国・中国・遠国の中国ではなく、友田氏も言われるように畿内の同義語と考えられ、これは畿内近辺の十一ヶ国の意である。畿内近辺と言えばこの十一ヶ国の中に五畿内を含むことも考えられ、「近国十一ヶ国」の「近国」を文字通り近国とすれば、A・H間には相違があることになる。共に吾妻鏡の記事であるが、Aは地の文で、Hは十二月六日の頼朝書状をそのまま引用したもので、一般的にはHの方がより信憑性が高いと出ることが出来る。又史料Bについても、所引の三月四日頼朝書状には「於近国者、且為令紀定、使者二人所令上洛候也」とあるが、地の文には「為鎮畿内近国狼吠」とあつて、同日条内でも相違が見られる。この場合も頼朝書状の方が地の文よりも信憑性が高いと考えられる筈である。したがつて二通の頼朝書状の

「近国」を「近国・中国・遠国」の近国と解すれば、その文意から推して久経等が管掌した国は五畿内を含まないことになる。しかし先の元暦二年五月一日鎌倉殿御使下文によれば、久経等は畿内の一國たる山城国に対しても武士の

非法停止を行つたことが窺われ、五畿内に対して何等権限

を持たなかつたとは考え難い。したがつて頼朝書状にいう「近国」とは、「近国・中国・遠国」の近国ではなくて、「中国近辺」というように単に京都に近い国の意味において用いたに過ぎないのではなからうか。かく考えれば、友田氏が「近国十一ヶ国」を近江・伊賀以东の十一ヶ国と考えられたのは誤で、五畿内およびその近くの十一ヶ国と考へべきである。

次にこの十一ヶ国に含まれる国々について考えたい。前述の如く考えるならば、史料に見えている山城国はいうまでもなく、他の大和・摂津・河内・和泉の五畿内諸国も当然その中に含まれることになる。又鎌倉殿御使下文に見えている近江・丹波・紀伊が含まれることは言うまでもない。これらを合せると八ヶ国となり残るところは三ヶ国である。友田・安田両氏は尾張・美濃両国においても彼等の活躍が見られるとして、この兩國を十一ヶ国中に含めておられる。しかし両氏が根拠とされた史料を見た場合、この兩國を含めることが果して妥当か否かは検討を加える必要がある。

美濃国について根拠となつたのは史料Bである。木曾義

仲の妹は頼朝室政子の猶子となつていたが、美濃国より上洛し在京していたところ、「奸曲之輩多以属之、捧往日棄捐古文書、寄付不知行所於件姫公之後、又称其使節、押妨権門庄公等、此事当时人庶之所愁也」という状態であつた。

そこで頼朝は、「且停止彼濫吹、且可搦進相順族之由、今日被仰遣近藤七国平并在京畿内御家人等之許」という。この記事によれば、義仲の妹は当時在京していたのであり、その威に募つての非法が行われたのはその上洛後のことであつた。又非法停止を命ぜられたのは国平以外は在京畿内御家人で、美濃国御家人ではない。したがつてこの史料をもつて美濃国における久経・国平の活躍を証明する史料とはなし得ない。というよりはむしろ舞台は美濃国ではなかつたと言ふべきである。

次に尾張国についてはどうであらうか。その根拠となつたのは史料Eである。これは確に尾張国住人玉井四郎助重の濫妨を止めたものではある。しかしその前年の元暦元年九月廿日、頼朝は院宣によつて玉井四郎資重(『助重』)が蓮花王院領丹波国一宮出雲社を押領するのを停止している。したがつて尾張国住人であるという理由によつて、直ちに

史料Eに見える助重の非法を尾張国におけるものとすることは出来ない。元暦二年四月二十八日、鎌倉殿御使は、賀茂別雷社氏人久平が武士玉井次郎を相語い、同社領丹波国私市庄に対して濫妨するのを停止した。また同年六月六日、頼朝は下文をもつて、彼等が丹波私市庄・美作国河内南庄に対して濫妨するのを止めている。この玉井次郎は先の玉井四郎助重と同姓であり、又いずれも丹波国における非法であることより、或は一族ではないかと考えられる。もし両者が一族であるとすれば、先の六月十六日条の玉井助重の非法は尾張国におけるものとするよりは、丹波国におけるものと考えの方により蓋然性が高いように思われる。かく考えれば史料Eをもつて十一ヶ国中に尾張国を含める根拠とすることは危険と言わざるを得ない。

以上のように、美濃・尾張両国における両使の活躍を証明しえないとなれば、これらを十一ヶ国の中に入れることは出来なくなる。この両国が十一ヶ国中に入るか否か、又残三ヶ国はどの国々であるかを考えるに當つて、その手懸りとして鎌倉殿御使補任の理由について考えてみる必要がある。

IV

久経・国平が鎌倉殿御使に任ぜられた折の吾妻鏡の記事

(史料A)に「先々雖為使節、他人相替、今度治定云々」と

ある。即ちこれ以前に既に彼等が使節となつていたのに誰

か他の者が一時替つてこれに任ぜられたが、今度また彼等

が再度使節に任ぜられることになつたという意である。し

かしこの文には曖昧なところが多く、他人に替つたのが何

時であるかは明かにされていない。久経が且て使節であつ

たとはいつても、彼等が上洛していたことを示す史料は見

当らない。元暦二年二月以前に京都にあつて畿内近国の治

安維持に當つていたのは頼朝の弟義経で、彼以外にその任

に當る者がいたとは考え難い。したがつて先の記事は元暦

二年正月から二月始めにかけての頃、久経・国平を使節と

して上洛せしめることに決つていたのに、その後他人を遣

すことに議が変わり、更に再転して二月五日彼等二人が鎌倉

殿御使に任ぜられることに決定したと解すべきであろう。

元暦元年正月木曾義仲が亡び、翌二月平氏が一谷合戦に

敗れた後は、源義経が都に留り治安維持に當つていた。翌

元暦二年二月、義経が平氏を屋島に攻めんが為に都を出て
摂津渡辺に赴くや、院近臣大藏卿泰経は渡辺まで行つて義

経の発向を制止しようとした。これは「京中依無武士為御

用心也」との理由によるのであるが、兼実はこれを評して

「泰経已為公卿、依如此小事、輒向義経之許、太見苦」と

述べている。このように京の治安維持にとつては義経はな

くはならぬ存在であつたことが知られるが、この一事に

よつても京都において彼に代つて治安維持の任に当りうる

者がいたとは考えられない。彼の発向によつて手薄になる

京都およびその周辺の治安維持を計るためには、その代り

の者を派遣することが必要である。久経・国平が使節に任

ぜられたのが二月五日で、義経の京都出発は二月十六日以

前であることを考えれば、久経等の上洛は義経の後を受け

て京都周辺を固めるためであつたとして誤はなからう。即

ち頼朝は義経に屋島にある平氏の追討を命ずると共に、直

ちにその後を受けて京都の治安維持に當るべき者の選考を

行い、遂に久経・国平を遣すことに決定したのである。

元暦元年二月の一谷合戦から翌二年二月の屋島への出陣

までの約一年間、義経は京都に留つていたが、この間の彼

の活躍範囲を調べて見ると次の如くなる。

二月廿二日 摂津国垂水牧の兵糧米停止^④

二月 河内国御家人源康忠の本宅安堵、兵糧米使の非法停止^⑤

三月 感神院領近江国蒲生保・丹波国天田宗我部郷における武士の非法停止^⑥

同 高野山領紀伊国阿豆河庄に対する寂楽寺所司等の押領停止^⑦

五月十八日 頼朝、紀伊国神野真国庄における武士の狼藉停止は義経に行わしむべき由を文覚に伝う^⑧

廿四日 高野伝法院領紀伊国七箇庄の兵士兵糧米停止^⑨

(同日) 石見国御家人に対し、押領使藤原兼高の下知に随い、追討使に相具すべきことを命ず^⑩

八月三日 頼朝、義経に命じて伊賀平氏出羽守信兼子息等の京中に隠遁せるを捕えしむ^⑪

十二月三日 頼朝、園城寺に対し疎略あるべからざる旨を義経に命ず^⑫

元暦二年正月廿二日 和泉国春木庄内観音寺住僧等の住房を安堵(武士の狼藉停止)^⑬

以上が義経の活躍を物語る主なものである。石見国にお

ける彼の活躍を示す下文は案文で、署判には、「源御判」とのみあるが、端書に「九郎判官殿下文」と記されている。この端書を何らの検討なしに直に信用することは出来ない

が、この下文の署名者は少くとも源氏の一族で六位以下の身分のものであるが、この場合には端書にある義経もしくは頼朝の弟範頼等が最も有力である。範頼は元暦元年十一月廿五日藤原兼栄・兼高父子に対し石見国内所領を安堵している^⑭。しかし彼が鎌倉を発して西国へ赴いたのは元暦元年八月八日のことであるから、先の「源御判」を範頼とすることは無理が感ぜられる。とすればこれは端書通りに義経とすべきであろう。しかし十一月には石見国において範頼が安堵状を発していることを考えると、義経が石見国を管掌していたのは範頼の西国下向以前で、以後石見国は範頼の管掌下に入ったものと推定される。

以上見て来た如く、義経の活躍が見られるのは京都および摂津・河内・和泉・近江・丹波・石見・紀伊の諸国である。一方久経等が管掌した国々は五畿内および近江・丹波・紀伊で、石見国を除いては両者が管掌した国々は一致している。しかも石見国は最初頃の頃のみで、義経が四国に発

向する頃にはすでに範頼の管掌下に移されていたから、元暦元年末及至翌年初頭には現在判明する限りでは両者の管掌した国々は一致していると言つても差支えない。又その職掌も武士の非法停止という点では両者は同じで、久経・国平は京中の治安維持のみならず、在京中に義経が帯していた権限の中で畿内近国の治安維持、武士の非法停止を引継いだものと考えられる。こうした点から考えると四国へ発向する直前に義経が掌つていた国々は久経等と同じ十一ヶ国であつたのではなからうか。この推定が成立つとすれば、五畿内・近江・丹波・紀伊を除く三ヶ国はどこどこかが問題となる。以下この八ヶ国に近い国々について検討を加えたい。

まづ伊賀国を取上げることにした。元暦元年六月七日伊賀国において平氏余党等が叛いた為、頼朝はその追討を伊賀国守護大内惟義等に命ずる一方、義経に対しては先にも触れた如く、京都に逃れた残党の逮捕を命じたのみである。又当時大内惟義は伊賀国において「雖奉行國務非国司」といわれており、伊賀国に対しては義経は何等関与してゐなかつたようである。なおこれより先の寿永二年十月十一

日、頼朝は伊賀国御家人等に対し、「九郎御曹司」(義経)の見参に入るべきことを命じた下文を發しているが、これは義仲在京中のことで、元暦元年六月頃義経が当国を支配していた証拠とはなしえない。

義経は伊賀国に対して何等関与するところがなかつたとすれば、義経、更には久経等が伊勢・尾張などの東海道諸国に対しても権限を有してゐなかつたと考える方が妥当である。では東山道の美濃以下の国々はどうであろうか。東海・東山両道諸国に対しては既に頼朝は寿永二年十月十四日宣旨によつて国衙在庁指揮権(いわゆる東国行政権)を得ていたのであるから、特に院宣を請うた上で事を計う必要はない。畿内に隣接した伊賀国すら十一ヶ国中に含まれていないのであるから、美濃国も十一ヶ国からは除外する方が妥当なのではなからうか。北陸道諸国については、寿永二年十月宣旨には含まれていないが、義仲追討後間もなくの寿永三年二月には早くも頼朝は国衙在庁指揮権を握つていた如くである。したがつてこれまた一々院宣を請う必要はない筈で、十一ヶ国に含まれてゐなかつたと考える。

なお近江国は東山道の一國で、寿永二年十月十四日宣旨

には当然含まれる筈である。しかるにこの近江国が十一ヶ国の中に入っていることは、先に述べたところと矛盾する如くである。しかし近江は東山道とはいつても都にすぐ隣し、また延暦寺・園城寺という大寺の所在するところである。したがつて当国は特に五畿内に準ずる国として先の宣旨の適用範囲外とされたか、又は頼朝が国衙在庁指揮権の行使を遠慮したかのいずれかの理由により、十一ヶ国に含まれるに至つたものと考えられる。

かく考えれば十一ヶ国中の残三ヶ国は畿内以西の近国に求むべきことになる。義仲滅亡後間もない頃の畿内以西諸国の支配関係について記すと次の如くである。播磨以下の山陽道五ヶ国は寿永三年二月十八日梶原景時・土肥実平が釐務を行うことになつた。^⑩北陸・山陰両道諸国は共に義仲の支配下にあつたが、北陸道諸国は比企朝宗の管掌に入り、^⑪山陰道諸国は前述の丹波・石見の例から考えると一応義経の管轄に委ねられたものと考えられる。南海道諸国は紀伊・淡路を除いては平氏の支配下であり、紀伊は義経、淡路は梶原景時の管掌するところであつた。^⑫西海道は平氏の勢力下にあつたが、これは遠国で問題とならない。このよう

に山陽道の播磨以下および南海道の淡路は梶原景時等の管轄下にあつたの対して、義経管掌の紀伊国においても豊島有経が守護人であつたから、^⑬守護人の有無をもつて十一ヶ国に入れるべきか否かを決定することは出来ない。しかし梶原景時・土肥実平は地位からいつても、管掌する国の数からいつても豊島有経より遙に優位にいたものと思われる。こゝうした点から考えると、播磨以下の山陽道諸国と淡路国は十一ヶ国から除外した方がよさそうである。かくて残るところは義仲滅亡後義経の管掌下に入れられたと考えられる山陰道諸国であるが、その中で近国に属するのは丹波を除けば丹後・但馬・因幡の三ヶ国である。この三国を加えれば十一ヶ国となり数は符合する。他に可能性のある国がないとなれば、十一ヶ国とはこの三ヶ国を含めた山城・大和・和泉・河内・摂津・近江・丹波・丹後・但馬・因幡・紀伊を指すものと考えざるを得ない。多分に臆測を重ねたきらいがあるが、これが最も可能性が高いと思われる。なお山陰道の残の国の中で、石見国は範頼の西国下向後は彼の管轄に移されている。伯耆・出雲・隠岐も或はそれと同時に範頼の支配下に委ねられることになつたかも知れない。

久経・国平は元暦二年七月廿八日院庁下文を帯して鎮西に下向し、管内における武士の非法を停止することになった(史料G)。平氏滅亡後、彼地には範頼が留つて狼藉停止に当つていたが、かえつて庄園等に妨をなすという理由で、同年六月院は頼朝に対して範頼を召返すよう強く要求した。そこで頼朝はやむなくこれに従い、範頼に替えて久経・国平を鎮西に下向せしめることにした(史料F)。史料Aによれば彼等が上落した時にはすでに「先相鎮中国近辺之十一ヶ国、次可至九国四国」きことを定められていたとあり、その鎮西下向は豫てより予定されていたかの如くである。しかし頼朝は同年五月五日範頼に対し「凡至于冬比住九州、諸事可被沙汰鎮」きことを命じているのであり、久経等を鎮西に遣すことが既に二月以来予定されていたとは考え難く、史料Aのこの部分は信用できない。

史料Aには「九国四国」とあるが、史料Gに載せられているのは大宰府管内諸国の在庁官人宛の院庁下文のみで、四国の在庁官人宛のものは記されていない。しかし史料H

の頼朝書状には「依別仰、重又件使者男、被下鎮西四国候」とあり、七月廿八日彼等は四国に対しても鎮西諸国に対すると同様の権限を与えられたことが知られる。^⑤

久経・国平が鎮西四国において付与された権限はこれらの国々の在庁官人を指揮して武士の非法狼藉を停止し、国衙領・庄園を国司・本所に返付することにあつた。しかし史料Hによればこの武士の非法停止は彼等の独自の判断に委ねられたのではなく、「如近国沙汰」くあくまでも院宣に基いて行うことに定められていた。したがつてその権限は畿内近国においてと全く同じで、その延長に過ぎなかつたと考えられる。

頼朝は東海・東山・北陸三道諸国に対しては国衙在庁指揮権を獲得し、追討・追捕権のみならず、国衙の勸農権すらも掌握していたと見られる。一方久経等の場合には畿内近国は勿論、鎮西四国においても権限を無条件に行使することは認められず、「一々賜院宣可成敗之由」を頼朝から命ぜられている。これから推すと頼朝が畿内近国・鎮西に對して付与された権限は東海・東山・北陸三道に対する権限に比してかなり小さなものであつたということが出来よ

う。鎌倉殿御使下文には院宣并に鎌倉殿下知による旨の文言が必ず記されているのに対して、国司ではないのに伊賀国国務を掌つていた大内惟義下文にはこういう文言は全く見られないのも、頼朝が院から認められた権限の差違を如実に示すものである。

石井進氏は元暦二年七月廿八日の院庁の下文をもつて寿永二年十月十四日宣旨に匹敵するものとし、頼朝はこの「宣旨によつてその支配権を承認されていた東国に対すると同様の権利を九州に対しても主張するところにあつたものと考えられる」といわれる。^⑤これに対して安田氏はこの院庁下文の意義を余りにも高く評価し過ぎるものとして批判し、^⑥牧氏もまた石井説に反対しておられる。先にも述べた如く、鎮西において頼朝に付与された権限は畿内近国におけると同様で、東国よりも弱く、すべて院宣によつて計わねばならなかつたのであるから、この院庁下文を寿永二年十月十四日宣旨と同趣旨ということは出来ない。以下この院庁下文の意義ならびに鎮西における幕府の権限の變遷について考察を加えたい。

石母田正氏は文治元年十二月六日の地頭勅許に際して院

と頼朝との間で問題になつたのは五畿七道全てではなく、畿内・山陰・山陽・南海・西海道諸国であるとして、従来定説とされて来たところを批判され、また「一國地頭職」なるものについても新説を發表された。^⑦以来これは大きな問題として論争を起しつづがあるが、それらに対する私見を述べると長くなるので詳しいことは別の機会に譲り、ここでは簡単に見通しを記すに止めたい。吾妻鏡の記載によれば、地頭設置の範圍については単に「諸国」とあるに過ぎず、^⑧その地域が全国であつたか、畿内以西であつたかは明記されていない。一方玉葉には「相分賜五畿山陰山陽南海諸道」とあり、その範圍は畿内以西であつたとしている。石母田氏は後世の編纂物たる吾妻鏡よりも当時の日記たる玉葉の方が信憑性が高いとして、畿内以西説を唱えられ、この時一國地頭職の設置が認められたとする。これに対して友田氏は文治二年六月廿一日の頼朝の奏請に見える三七ヶ国に鎮西九国を合せた四十六ヶ国とし、^⑨安田氏は留保条件付で玉葉の記事を支持し、^⑩牧氏は吾妻鏡文治二年二月廿八日条によつて石母田説に反対し、全国説を主張されている。^⑪

友田氏の説については安田氏の批判もあるが、その根本は「近国十一ヶ国」を伊賀・近江以東とし、この国々に対しては寿永二年十月十四日宣旨によつても東国沙汰権が認められなかつたのであるから、その範圍は越中・美濃・尾張以西の四十六箇国であるといわれる。しかし先にも述べた如く「近国十一ヶ国」に関する友田氏の考は誤で、それに基づく説は当然認めることが出来ない。牧説については次の如き理由でこれまた賛成し難い。吾妻鏡文治二年九月十五日条に「梶原刑部丞朝景、去夜自京都帰参、是去年被撰遣勇士於廿六ヶ国之時、所向土佐国也、件国如嚴命沙汰鎮之参上」とあるが、この二十六ヶ国という数は、同年六月廿一日の頼朝書状に見える畿内・山陰(隱岐を除く)・山陽・南海道諸国の国数と符合する。ここには西海道諸国が省かれてゐるが、これに九州においては天野遠景が鎮西奉行として大宰府機構を通じて一括支配しており、他の四道の国々とは若干事情を異にしていたためであろう。このように去年(文治元年)勇士を遣されたのは廿六ヶ国と言われていることから考えても、文治元年十二月六日の論旨は玉葉の記事の如く畿内以西諸国を対象としたものと解する方

が妥当で、牧氏の説にも従うことは出来ない。^②

なおこの時東国が除かれたのは、既に東国においてはこの論旨に含まれる権限がすべて頼朝に与えられていたことによるものであらう。石母田氏はこの論旨の内容は惣追捕使および一國地頭職で、庄郷地頭職については何等触れられていないとされるが、この考えには筆者は賛成である。^③前にも簡単に触れたが頼朝は東国においては国衙領に対する勸農権をも有していた如くであるが、年貢を確保する前提たる勸農の権を握つていたとすれば、年貢の収納、兵糧米徵集等はその権限の成果とも言うべきもので、勸農権こそは一國地頭職の権限に相応しい。^④特に兼実が文治元年十二月廿八日北条時政の奏請内容を伝聞して玉葉に「惣以可知行田地」と記しているが、これこそは先の勸農権を想起せしめるもので一國地頭職と勸農権の關係を推定させる。勸農権は国務の中でも特に重要なものの一つであり、この時頼朝は西国においても東国とほぼ同様な国衙在庁指揮権を付与されたものとして誤なからう。

したがつて頼朝が東海・東山兩道諸国に対する一國地頭職補任権を獲得したのはかの寿永二年十月十四日宣旨の際、

で、北陸道については義仲滅亡後間もなくの頃であろう。

ところが文治二年六月廿一日の頼朝奏請には伊賀・近江以下十一ヶ国の東海・東山・北陸三道の国々が含まれている。

これらの十一ヶ国が畿内以西と同じ扱を受けていることから友田説が出たものであるが、頼朝が一旦獲得した一國地頭職すらもすでになし崩しに停止されつつあつたことから考えると、頼朝はこれら十一ヶ国に対して寿永二年十月十四日宣旨などによつて獲得していた権限(国衙在庁指揮権)をこの時最終的抛棄したのではなからうか。後白河院と頼朝との関係を見ると、頼朝は院の強引な政治力により自分の考を十分に行うことが出来ず、常に院に対しては遠慮を見せていた。建久元年上洛の際頼朝は兼実と会見したが、その折「法皇御万歳之後、又可奉帰主上……当時ハ偏奉任法皇之間、万事不可叶」と語つたといふ^④。ここには法皇在世の間は頼朝ともどうしようもなかつた事情がよく示されてゐる。したがつて国衙在庁指揮権についても妥協・讓歩を余儀なくされ、文治二年六月廿一日をもつて三河・信濃・越後以東に縮小されざるを得なかつた。そして鎮西においても文治元年十二月に獲得した一國地頭職補任権・國

衙在庁指揮権について讓歩を行い、帥中納言沙汰により濫行停止を行うこととした。また尾張・美濃・越中以西の他の西國諸國においては院宣により武士の非法を停止すべきこと、即ちすべてを院の裁断に任せることとなつた。鎮西と他の西國諸國(三十七ヶ國)とは共に頼朝の直接の成敗から離れたという点は似ているが、一方は義経謀叛後頼朝が議奏公卿の一人として推薦したどちらかと言えば親幕派に属する権中納言兼大宰権帥経房の沙汰、他方は頼朝にとつて最大の障壁であつた院の沙汰と、両者は命令権者が異つてゐる。これ以後鎌倉時代を通じて幕府は大宰府の現地機構を掌握し、九州地方の国衙に対しては、東國程ではないにせよ、それに近い地位を占めていたことを考えると、院沙汰と帥中納言沙汰との間には形式的にはともかく、本質的には大きな違があつたと言えよう。

ではこの鎮西における幕府の地位を決定づけた根拠はどこにあつたのであろうか。すでに平氏が大宰府を重視し、有力な府官であつた又平氏家人たる原田種直を少式に補任して現地機構を掌握しようとした。幕府の鎮西奉行もまたこれに倣つたものと言えるが、こうした地位を公家に承認せ

しめた時期が問題になる。平氏追討後、範頼は鎮西に留つていたが、これは追討使の任務の継続で、院から特に鎮西諸国を管掌する権限を与えられたとは考え難い(史料F)。

石井進氏はその時期を前述の如く元暦二年七月廿八日院庁下文に求められた。その権限の強さについては石井説には疑問があるが、院宣により沙汰するという制限付ではあつたにせよ、この時始めて追討使ではなしに大宰府および管内諸国の在庁官人に対する指揮権が確認されたということが出来る。天野遠景が鎮西奉行となつたのは文治元年十二月のいわゆる「地頭設置の勅許」の結果ではあるが、その前身は久経・国平で、遠景は彼等の後を受けて鎮西に下向し、大宰府機構を掌握し、管内諸国に対して東国同様の国衙在庁指揮権行使したのである。しかし文治二年六月廿一日頼朝奏請以後は帥中納言の沙汰によることとなり、その権限も縮小されることになつたが、それでも久経等が院宣により沙汰したのに比すればなお有利であつたといえる。また他の西国諸国が院の沙汰によつたのに比しても有利であつた。このように鎮西奉行は西国においては特異な地位を占めていた。鎌倉時代を通じて、鎮西奉行という職名の

有無にかかわらず、幕府の鎮西に対する権限には東国に近いものがあつたというが、その源は大宰府という国の上に立つ機関を掌握していたことにあるのを無視しえないであろう。この大宰府機構の掌握が始めて院から認められた時期を求めるとすれば、石井氏も言われる如く、現存史料からは元暦二年七月廿八日の院庁下文しか考えられない。しかしこの時久経等に与えられた権限は東国における程強くはなく、院宣による沙汰を命ぜられていたから文治二年六月廿一日以後の鎮西奉行よりも不利であつたとさえ考えられる。したがつて石井氏がこの院庁下文を寿永二年十月十四日の宣旨に匹敵するといわれたのは過大評価といわざるを得ないが、鎌倉幕府の鎮西における特異な地位を確立する最初であつたという点においては石井氏の説は正しいものと考えられる。

なお石井・石母田両氏も言われるように平氏政権にとつても、頼朝にとつても国衙の組織・機能を無視して兵糧米を徴取し、謀叛人を追討することは困難であつた。また山陽道に下向した梶原景時・土肥実平も一応国衙在庁機構を掌握して釐務を行つたという。この国衙在庁指揮権が、い

わゆる「東国行政権」（国衙在庁指揮権）と同じものであつたとは言ひえないが、これら国衙機構を無視して追討使の職責を果すことは不可能であつたことを示す一例である。こうしたことから推すと久経等は畿内近国においても、何らかの国衙在庁指揮権を持たずしてその職責を全うすることは出来なかつたであろう。しかも彼等の鎮西四国における権限は畿内近国の継統と見られることを考え合せれば、彼等は畿内近国諸国の在庁官人等に対しても、院宣によるという制限を受けながらも、何らかの指揮権を有していたものと考えざるをえない。

次に久経等が鎮西四国に下向するに至つた事情について考えてみたい。表向き理由としては鎮西において範頼に濫行があつたということが上げられている。しかし院から範頼召還の要求がなされた時期を考えてみると、義経は頼朝との間が不和となり、関東に下向しながら鎌倉に入ることも許されず空しく都に帰つて間もなくの頃である。院にとつて頼朝の勢力が強大になるのは好ましいことでなく、常に義経を助けることによつて頼朝を牽制しようと思つていた。特に頼朝の勢力が畿内近国に広まることは忌むべ

きことであつた。当時久経等は鎌倉殿御使として、院宣によるという制限付ながらも畿内近国の国衙在庁指揮権を有し、治安維持・武士の非法停止に當つていた。これはもと義経の役割であつたが、院はこうした権限を頼朝の手から奪回して義経に与え、頼朝の勢力を弱めようと望んでいたところに、たまたま当時鎮西にあつた範頼に非法の行があつたとの訴がなされたので、院はこれを好機として範頼の召還、久経等の鎮西・四国への下向を強硬に申入れ、頼朝をしてこれを受入れるのやむなきに至らしめたのではなからうか。久経等の下向によつて院は畿内近国に対する支配権の回復に一応成功したが、義経が頼朝に対抗しうる程の勢力を持つことが出来ず、やがてかえつて頼朝の勢力を畿内以西にまで広げさせるという皮肉な結果を招くに至つたのである。

なお久経・国平兩人が鎮西にいた時期は天野遠景が鎮西奉行として下向するまでであるから、元暦二年七月廿八日の院庁下文を帯して下向して以後（早くも八月中旬）、同年末乃至翌年初頭頃までの半年足らずに過ぎない^⑧。したがつて史料も乏しく、鎮西はもとより四国における活動状況は

全く不明で、彼等は「鎌倉殿御使」と称していたのか、或は他の職名を帯していたのかも明かでない。しかしその権限は畿内近国におけるとほぼ同じと考えられるので、以上のごとく鎮西四国における場合も鎌倉殿御使としての活動として扱うことにした。

結 び

以上「鎌倉殿御使」について述べて来たが、これは僅に元暦二年（文治元年）の約一年間設けられていたに過ぎない。しかしこれは直接・間接に或は所謂「東国行政権」問題、地頭勅許の問題にも関連を有しており、鎌倉幕府の初期の諸制度を明かにする上で一つの重要な手懸りともなりうるものである。こうした面からこれはなお深く追究されるべき問題を残しているように思われるが、今回は遂にそこまで掘り下げることが出来ず、単に見通しを述べるに過ぎなかつたところが少くない。こうした問題については後日に論ずることにしたい。諸賢の御叱正を賜れば幸である。なお本稿は昭和37年6月の読史会春季大会における報告に若干加筆したものである。

① 堀部氏所蔵文書。なお賀茂別雷神社文書（平安遺文第八卷四二四三号—以下遺文八一四二四三の如く略す）、三浦周行氏所蔵文書二にも同じものが収められているが、後の二つはいずれも虫損により宛書の庄名の部分を判読し得ない。

② 書陵部所蔵「観自在院文状」所収（遺文八一四二四五）

③ 御池坊文書（遺文八一四二六五・高野山文書第九卷四六号）

④ 遺文八一四二四二。書陵部所蔵でかなり時代が降った頃の案

文と見られる。形式は先の三通と異っているが、内容その他から考えるとことさらに偽文書とする必要はなさそうに思われる。

⑤ 金勝寺文書（遺文八一四二四六）

⑥ 吾妻鏡 元暦二年二月五日条

⑦ 同 元暦二年七月十二日、八月十三日条

⑧ 御池坊文書 元暦二年六月六日大江広元書状案（遺文八一四二六三）この右肩に「栗栖庄領家御奏状」とあるのは誤で、平

安遺文の文書名が正しい。

⑨ 友田吉之助「文治元年守護地頭設置についての再検討」（『日本歴史』一三三号）安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』第

三章3、第四章2・3。

⑩ 註②参照。

⑪ 註④参照。

⑫ 註⑧参照。

⑬ 同文書 元暦二年七月一日盛景奉書案（遺文八一四二六四）。

⑭ 註③参照。

⑮ 註⑧はその一例である。

⑩ 御池坊文書（遺文八一四二六六）。

⑪ 安田前掲書 一六四頁。

⑫ 註⑩参照。

⑬ 安田前掲書一五九〜一六〇頁。

⑭ 友田前掲論文。

⑮ 註②参照。

⑯ 吾妻鏡同日条。

⑰ 註①参照。

⑱ 賀茂別雷神社文書（遺文八一四二五七）。

⑲ 玉葉 元暦二年二月十六日条。

⑳ 春日神社文書 寿永三年二月廿二日源義経請文案（遺文八一四一三六）、元暦元年九月日垂水西牧萱野郷百姓等解案（同八一四二〇七）その他。

㉑ 水走文書 寿永三年二月日源康忠解案（遺文八一四一四〇）

㉒ 神田孝平氏所蔵文書 寿永三年三月日感神院所司等解（遺文八一四一四五）この外題の花押は義経のものである。

㉓ 高野山文書之一、四一三号（宝簡集三十三） 寿永三年三月四日金剛峯寺衆徒解。同文書之一、四一五号（元暦元年）五月二日源義経書状。

㉔ 里見忠三郎氏所蔵文書 元暦元年五月十八日関東下知状（遺文八一四一七一）

㉕ 根来要書下 元暦元年五月廿四日源義経下文案（遺文八一四一七四）

㉖ 益田家文書 元暦元年五月日源義経下文案（遺文八一四一七四）

七)

⑳ 吾妻鏡元暦元年八月三日条。

㉑ 同 元暦元年十二月三日条。

㉒ 尊経閣所蔵文書 元暦二年正月廿二日源義経安堵状（遺文八一四二二八）

㉓ 益田家文書 元暦元年十一月廿五日源範頼下文案（遺文八一四二一八）

㉔ 吾妻鏡元暦元年八月八日条。

㉕ 同 同年七月三日条。

㉖ 同 同年八月二日、三日条。

㉗ 東南院文書之二、五八一号 元暦元年八月九日大内惟義下文案。

㉘ 東大寺文書四ノ四、寿永二年十月十一日源頼朝下文案（遺文八一四一〇一）

㉙ 佐藤進一「寿永二年十月の宣旨について」『歴史評論』一〇七号）この宣旨の評価については佐藤・石井良助、水戸部正男、石母田正その他諸氏の間で論争が行われて来た。それについて一々述べることは詳略するが、佐藤氏の説が最も妥当のように考えられる。

㉚ 寿永三年二月の頼朝の奏請四ヶ条（吾妻鏡同日廿五日条）の第一条「朝務等事」は當時はすでに頼朝が東海・東山・北陸三道における勸農権を掌握していたことを示すもので、北陸道における鎌倉殿勸農使の活動と合せ考えれば、頼朝は北陸道諸國に対しては義仲滅亡後間もなく国衙在庁指揮権を掌握していた

ものとして差支えなさそうである。この問題については別稿で詳論したい。

- ④④ 吾妻鏡寿永三年二月十八日条。
 ④⑤ 拙稿「仁和寺文書拾遺」(『史学雑誌』六八ノ九号)石井進「平氏・鎌倉兩政権下の安芸国衙」(『歴史学研究』二五七号)。
 ④⑥ 吾妻鏡元暦元年十月廿七日条。
 ④⑦ 根来要書下 (元暦元年)八月五日紀伊国司藤原範季請文案 (遺文八一四一八九)その他。
 ④⑧ 吾妻鏡 元暦二年五月五日条。
 ④⑨ 註④⑧によればこれより先範頼は九州を、義経は四国を管領することに定められていた。したがって久経等の西国下向はその後を受けたものと考えられる。
 ⑤⑩ 註④⑩参照。
 ⑤⑪ 石井進「太宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(『史学雑誌』六八ノ一号)。
 ⑤⑫ 安田前掲書一七一頁。
 ⑤⑬ 牧健二「石母田・佐藤両氏共編『中世の法と国家』」(『史学雑誌』七〇ノ三号)。
 ⑤⑭ 石母田正「鎌倉幕府一國地頭職の成立」(石母田・佐藤共編『中世の法と国家』所収)その他一連の労作がある。
 ⑤⑮ 吾妻鏡 文治元年十一月廿八日、同廿九日、十二月六日、同廿一日、同卅日条。
 ⑤⑯ 註⑤⑯参照。

⑤⑰ 安田前掲書一三三頁。
 ⑤⑱ 註⑤⑱参照。

- ⑤⑲ 東国に対する頼朝の国衙在庁指揮権も近江国に対しては認められなかったのではないかと考えられると前に述べたが、廿六ヶ国に近江を含まないとすれば、この考は矛盾することになる。近江に対して寿永二年十月十四日の宣旨により一応国衙在庁指揮権が認められたが、都に近いなどの関係から頼朝が権限行使を保留し、他の東国諸國とは別の扱としたと考える方が妥当であろうか。
 ⑥⑰ 註⑥⑰参照。
 ⑥⑱ 勸農権については註⑥⑱参照、一國地頭職との関係についての詳細は別の機会に譲りたい。
 ⑥⑲ 吾妻鏡文治二年三月一日、同二日、同三月七日条。
 ⑥⑳ 玉葉建久元年十一月九日条。
 ⑥㉑ 吾妻鏡文治二年六月廿一日条。
 ⑥㉒ 註⑥㉒参照。
 ⑥㉓ 鎌西奉行については佐藤進「鎌倉幕府訴訟制度の研究」、石井進註⑥論文参照。
 ⑥㉔ 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係」(『史学雑誌』六六ノ一一号)。
 ⑥㉕ 石母田正前掲論文(註⑤⑮)
 ⑥㉖ 吾妻鏡寿永三年二月十八日、三月廿五日条。
 ⑥㉗ 註⑥㉗参照。

On “*Kamakura-dono-Otsukai*” 鎌倉殿御使

—a study of the early system of the
Kamakura 鎌倉 Shogunate (1)—

by

Minolu Tanaka

Here we do not treat *Otsukai* 御使 as a general meaning of the word in the *Kamakura* 鎌倉 Shogunate, but that of *Kamakura-dono* 鎌倉殿 as a issuer of *Kudashibumi* 下文 opening with the paragraph “I, *Kamakura-dono-Otsukai* 鎌倉殿御使, grant...” This *Kudashibumi* 下文 has not been found only except in the short period from April to July in the second year of *Genryaku* 元暦.

Two men, *Hisatsune Nakahara* 中原久経 and *Kunihira Kondohichi* 近藤七国平, were appointed this official, suppressing outrage of feudal warriors in *Kyoto* 京都 and its neighbouring countries from February 5th to July 28th in the same year, and in the four countries of *Chinzei* 鎮西 from the end of the year to the beginning of the next year. Before starting for their new post in *Chinzei*, they took office of maintaining public safety in *Kyoto* and its eleven neighbouring countries after *Yoshitsune's* 義経 departure for the front. What were the eleven countries? And what importance had their start for *Chinzei*? These questions have the close relation to “administrative power of the eastern country” 東国行政権 and “establishment of *Jito* 地頭” and a help of studying the *Kamakura* Shogunate systems in the founding period.

Conversion from the *Saionji-Hayashi* 西園寺 = 林

Line to the *Katsura-Komura* 桂 = 小村 Line
in the Policy towards Manchuria

—The Manchurian problem in the
Russo-Japanese War—

by

Jiichi Nakayama

Japan, having enthusiastically advocated the open-door policy of